

和解協議は2月10日に行われました。この詳細については次号でお知らせします。

NO, XⅢ

発行日 2015年 3月 5日

発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

「田植裁判」証人尋問(1月16日)

作業実態わからずに評価した 被告側、T課長が証言

1月16日、大阪地裁609号法廷において原告側、被告側双方の証人尋問が行われた。その中で被告側証人に立ったT課長は「(田植さんの業務実態については)ある程度、分かっていたら十分」と回答するなど、いい加減な評価実態が浮き彫りとなった。

また、費用対効果の取り組みを示す会社資料(乙第8号証)については「昨年見た」と答弁。資料が後付けであったことが証明された、と同時に田植さんの作業実態については当時、ほとんど何も把握していなかったことが判明した。

1月16日、開廷を控えた大阪地裁609号法廷前の廊下には、遠く高知から支援に駆けつけた7名の仲間を含め、原告側だけでも30名を越す傍聴者が集合。何時もと違うにぎわいを見せた。

当日、原告側に割り当てられた傍聴席は20席(全30席)あまり。前後半に分かれての傍聴となった。

定刻より少し遅れ、裁判官が入廷。原告、被告両証言者が宣誓書を読み上げ、証人尋問が開始された。

以下は、原告側森代理人による被告側証人T課長への尋問内容の抜粋である。内容は同じ趣旨の答弁などを割愛したものだが、言葉づかいも含め、裁判所が発行する証人調書に基づいたものである。なお、発言者は森代理人は森代理、被告側代理人は被告代とした。

■業務改善について何を田植さんに求めたのか・・・

森代理：田植さんの業績の質的側面をIにした主な理由はなんですか。

T課長：業務品質と費用対効果の面、これら2つの面からIであるというふうに私は評価をいたしました。

森代理：具体的に聞いていきます。まず、業務品質の確保の観点ですけど、あなたが先ほどおっしゃるのは



大阪地裁へ傍聴に駆けつけた仲間(大阪地裁前)

品質向上に向けた改善提案がなされなかった、こうおっしゃったんだけど、そうですね。

T課長：はい。改善提案、改善施策等の提案と言う事です。

森代理：その品質向上に向けた改善提案あるいは改善施策というのは一体、具体的にどういうことをおっしゃってるんですか。

T課長：例えば過去に、テレコンの装置でございます。これの配線誤り、接続誤り等が多く発生しております。

森代理：それが過去にあったんですか。

T課長：過去にありました。

森代理：じゃ、平成23年の上期にはなかったんですね。

T課長：当時は発生していないというふうに申し上げたと思います。

森代理：じゃ、なぜ、平成23年上期に、それが問題になったんですか。

T課長：これはあくまでも例で申し上げたということです。

森代理：過去の例でしょう。平成23年上期のことを聞いているんですよ。

T課長：ですから、過去の例を基に例示をしたまでです。

森代理：過去の例を基に。

T課長：そのとき起きていたものを例にしたんではございません。

森代理：そうすると、平成23年上期は、彼は何をしなかったということなんでしょうか。彼っていうのは田植さんですけどね。

T課長：それは業務改善等の提案をしていないっていうふうに申し上げてますけど。

森代理：だから、具体的にはどんなことをすれば良かったんですか。

T課長：それも今申し上げたのではないですか。

森代理：もう一遍言ってくださいよ。彼は何をすれば良かったのかっていうことよ。

T課長：過去の例で言うと、そういう配線誤り等が起きたことを例にとりて、そのようなことが起きないような提案、これはあくまでも例ですね。

森代理：過去の例じゃなくて、平成23年上期に品質向上に向けた改善提案として何をあなたは期待していたのかっていうことを聞いているんですけど、それは答えられないということでもいいんですね。

被告代：それは先ほど既に主尋問で答えていますけれども。

森代理：教えてくださいよ。

落ち着いたのだけれど・・・

田植 重男

テレビドラマではよく証人尋問の場面が出てくるのを見たことはありますが、まさか自分がその立場になるとは思ってもいませんでした。ちゃんと受け答えができるだろうか？と、不安に思っていました。事実をありのままに言えば良いと思うと意外と落ち着くことが出来ました。

最初はT課長の証人尋問だったのですが、自分の証人尋問の事で頭がいっぱいでほとんど聞けてなかったのですが、「いろいろな方の報告等を基に」評価をした、という事を聞き唾然としました。答えに窮すると「詳細は覚えていません」と、ほとんど逃げてばかりでした。

続いて、私の尋問となりました。主尋問は無難に受け答え出来たのですが、被告弁護人の反対尋問の話の流れに乗せられて、前任課長の名前を言わなくてはいけないのにT課長の名前を言ってしまったことが悔やまれます。訂正したのですが、証言が「揺れた」という事で「信用できない」となり原告側のマイナス点となりました。報告集会では、被告証人尋問の方の“辛辣さ”が報告されましたが、何故言い間違えたのか悔しい思いで、相当落ち込んでしまいました。

裁判官：反対尋問には答えてください。

T課長：今私が言った内容では不十分ということですね。

森代理：そうです。不十分なんですわ。

T課長：・・・・・・。

森代理：忘れたんなら、もう忘れたとおっしゃってくださいね、次、行きますから。

裁判官：平成23年当時、こういうことが問題になっているんだから、当然こういう点については改善案を申し出てもいいはずなのに、何も言っていないというようなことがあったのかどうか。

T課長：当時はございませんでした。

■費用対効果について・・・第三者の話で判断？

・・・乙8号証（工事实態一覧表で工事完了明細書と車両運行記録を照合したもの）は昨年作成されたものでT課長が評価期間中の田植さんの具体的な作業実態を把握していないことへの質問・・・

森代理：どのような業務に、どんな問題があったんですか。

T課長：・・・中でも言いましたけども、要は、いろいろな方からの、これはいろいろな方と言ったら、ちょっとあれですけども、日頃のコミュニケーションとか、あと、代理等いますんで、いろんな方からの業務結果ですよ。そういう者の報告等を基に、それは、ある程度のことは分かっておりました。

森代理：どのようなことが分かってましたか、そのある程度の内容。

T課長：他の業務について、効率良くもつとできるんじゃないかというようなことも分かっておりました。

森代理：効率良くできるんじゃないかじゃあ分からん。具体的に、さっきの5月この日には何件あったとか、そこまでは把握してなかったんでしょう。

T課長：具体的日程までは確認もしてございませんでした。当然その何月何日といったところまでも、当時必要であったというふうに私たちは思っておりません。

森代理：かなり曖昧な判断を、あなた、されたということやね。そしたら、事実に基づかずに、ほかの社員から聞いた話を基に、効率良く仕事をしてないという程度に判断したんですね。

T課長：これは具体的日時まで明確にして、全てを把握するっていうことをもって、日頃の業務というか、そういう評価も含めてですけど、やるということではございません。ある程度の範囲、分かっているということで十分というふうに判断しておりましたけど。

森代理人の鋭い質問は他にもフィードバック面談やチャレンジシートの活用等、多岐に及んだ。

フィードバック面談では「具体的に業務品質の確保の問題であるとか、あるいは費用対効果に従って業務を処理するとかということについては、何も話をしなかったということやね」との質問にT課長は「詳細については、そこまで覚えていません」と答えるなど、肝心なところになると「覚えていない」「忘れました」との答弁に終始した。証人尋問においても原告側の優勢がはっきりしたと言える。

傍聴を終えた支援者は大阪労働者弁護団事務所へ場所を移し、報告集會に臨んだ。報告集會には高知から支援に駆けつけた仲間も参加。その後の交流会では関西の仲間との交流に花を咲かせた。

なお、証人尋問終了後、別室において裁判長から再度の和解が進言され、原告、被告双方が持ち帰り検討することとなった。裁判官から出された和解案は最終案であり、判決か和解かの選択をせまられることにな



支援に駆けつけた高知の仲間（報告集會にて）

った。この和解案および選択の結果については次号に掲載させていただく。

傍聴者からは 怒りにも似た感想が・・・

誤魔化そうとしているのは誰だ Yさん（NTT労働者）

田植さん（原告）とNTT西日本（被告）T課長（当時）の証人喚問を傍聴しました。尋問の中でT課長は田植さんをまるで役立たずのクズだとばかりの証言を繰り返しました。その評価の根拠は、チャレンジシートに書いたことをやらない。仕事のやり方の指示に従わない。お客様情報の放置や、会社車両の仕事外使用などなどでした。

しかし、その時期や根拠、実際自分が確認したのかとの質問となると、覚えていない、そのように聞いたなどと曖昧そのもの。結局、会社側が作文した陳述書の内容を繰り返すだけで質問には全く答えられない始末。最後は声も消え入りそうな状態でした。

一方、田植さんは、評価期間にやったこと、やれなかつたことを堂々と述べていました。流石に記憶の曖昧さを突かれたりもしましたが、怒りを胸に発言にも力強さを感じました。

裁判官の判断はわかりませんが、正しいことをしている者と、うわべを取り繕い誤魔化そうとしている者は一目瞭然だと思いました。

まだ気は抜けない Mさん（林野労働者）

1月16日に大阪地裁において、田植裁判の証人尋問が行われました。

最初は被告であるT課長から行われました。まず、被告側の代理人から打合せどおりであろう質問が出され、それなりの答えを返していました。そしてその後、原告側である森代理人から、「支える会ニュース」にも書かれていた証拠の後出しや、田植さんの同僚の証人陳述書に関する質問が矢継ぎ早に出され、だいぶタジタジとなり言葉に詰まる場面が何度かありました。

次に、休憩を挟んで原告側の証人尋問が行われましたが、田植さんはT課長とは違ってハッキリとした口調で両代理人の質問に答えていました。ただ、敵もプロの弁護士、最後の方では少し原告側が戸惑う様な質問も用意されていました。

今回傍聴してみて雰囲気としては、原告側の方が隠し事の無い様に感じられ、優位な位置に立っている気がしたのですが、森代理人いわく「相手の矛盾が見えても相手の不当評価が証明されなくては、勝てる確信は持てない」との言葉に、まだ気を抜く事は出来ない位置に居ると思いました。

管理者に評価する資格無し Tさん（日本郵便労働者）

多くの職場で人事評価制度が入っており、「頑張ったものが報われる」とかを謳い文句にしていますが、現場では一人一人をきちんと評価する態勢も意思もなく、ただ単なる事務作業の一つとして評価を行っていると思えない。ずさんな評価が課長への証人尋問であらためて明らかになったと思います。これでは働く者は報われません。

田植さんの尋問では、改善提案の有無が新たな争点になりましたが、田植さんがやった「データベース化」等は申告していなかったから評価しない、というのは納得できません。管理者は社員がどのような仕事をしているのか把握しておかなければなりませんし、日常的に社員と意思疎通をとれる関係をつくっておくのは管理者の責任です。それすらできていないのに被評価者に不利な人事評価をする資格はありません。